

第 73 号 議 案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 6 月 15 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年長崎県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日 <u>（第 3 項及び第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定によるものを除く。）</u>をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 略</p>

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項に規定する週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第7条の4第2項、第17条第1項及び第20条の2第1項において同じ。）の介護をする職員及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、次に掲げる場合は、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき

(2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき

(時間外勤務代休時間)

第7条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第

則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 略

(時間外勤務代休時間)

第7条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第

45号) 第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第7条の4 略

2 前項の規定は、配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第17条第1項及び第19条の3第1項において同じ。)で負傷等により日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項及び第7条の6第4項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

45号) 第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項まで、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第7条の4 略

2 前項の規定は、配偶者等で負傷等により日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項及び第7条の6第4項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条

の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第3項、第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項、第19条、第19条の2、第19条の3並びに第19条の4中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。

の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第3項及び第4項、第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項、第19条、第19条の2、第19条の3並びに第19条の4中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（提案理由）

柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分発揮しながら、効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、関係条例について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。